

門真市在日外国人高齢者給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民年金制度の改正により昭和57年1月1日から在日外国人にも国民年金法（昭和34年法律第141号）が適用された際、同法の老齢年金等の支給が受けられない高齢者に対し、門真市在日外国人高齢者給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、在日外国人高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「在日外国人高齢者」とは、大正15年4月1日以前に生まれ、かつ、昭和57年1月1日前から出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき外国人登録されていた者であって、引き続き次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民
- (2) 昭和57年1月1日以後に帰化し住民基本台帳法に基づく住民基本台帳に記載されている者

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、門真市に居住する在日外国人高齢者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する在日外国人高齢者は、給付金の支給対象者としてしない。

- (1) 別表第1に掲げる公的年金（以下「公的年金」という。）の受給者であって、その受給額が年額120,000円以上の者
- (2) 門真市外国人障害福祉金支給要綱（平成5年4月1日施行）による障害福祉金を受給している者

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、月額10,000円とする。ただし、年額120,000円未満の公的年金を受給している者については、120,000円から当該公的年金の年額を控除した額を12で除して得た額とする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、門真市在日外国人高齢者給付金支給申請書(様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、高齢者給付金の支給を決定したときは門真市在日外国人高齢者給付金支給決定通知書(様式第2号)により、支給しないことを決定したときは門真市在日外国人高齢者給付金支給申請却下通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知する。

(支給の停止)

第7条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)の前年の所得が老齢福祉年金の全額支給停止に相当する所得額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月まで給付金の支給を停止する。

2 市長は、受給者が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けるに至ったときは、当該保護が開始される日の属する月の翌日から当該保護が廃止された日の前日の属する月まで給付金の支給を停止する。

3 市長は、受給者が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム(以下これらを「老人ホーム」という。)に措置に係る入所をしたときは、当該施設に入所した日の属する月の翌月から当該施設から退所した日の前日の属する月まで給付金の支給を停止する。

4 市長は、前3項の規定により給付金を支給しないことを決定したときは、門真市在日外国人高齢者給付金支給停止通知書(様式第4号)により、当該受給者にするものとする。

(支給期間及び支給月)

第8条 給付金の支給は、第5条の申請のあった日の属する月(転入者で当月分として他の市町村で実施する同様の給付金を受給した者については、翌月)から始め、給付金の支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 給付金は、毎年3月及び9月にそれぞれ当月分まで支給する。ただし、前支払期月に支払うべきであった給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期

の給付金は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

(現況届の提出等)

第9条 受給者は、毎年6月末日までに門真市在日外国人高齢者給付金支給現況届(様式第5号。以下「現況届」という。)を市長の提出しなければならない。

2 市長は、受給者が前項の現況届を提出しないときは、当該現況届が提出される間での間、給付金の支給を一時差し止めることができる。

3 市長は、前項の規定により給付金の支給を一時差し止めたときは、門真市在日外国人高齢者給付金支給差止通知(様式第6号)により、当該受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した日に受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

(2) 第3条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(受給資格の喪失等の届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに門真市在日外国人高齢者給付金受給資格喪失・変更届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 前条第1項各号の事由に該当したとき。

(3) 生活保護法による生活保護の受給の状況に変更があったとき。

(4) 老人ホームへ入所したとき又は老人ホームから退所したとき。

(5) 支払金融機関等に変更があったとき。

2 受給者が死亡した場合の届出は、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡の届出義務者又は外国人登録法第12条第3項の規定による死亡に係る外国人登録証明書を返納しなければならない者が前項に規定する喪失・変更届を提出しなければならない。

(未支給の給付金)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡したものに支給すべき高齢者給付金で未支給のもの(以下「未支給の給付金」という。)があるときは、次に掲げる遺

族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に未支給の給付金を支給するものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 祖父母
- (5) 孫
- (6) 兄弟姉妹

2 前項の請求は、門真市未支給在日外国人高齢者給付金請求書（様式第8号）によるものとし、受給者が死亡した日から起算して6月以内行わなければならない。ただし、特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

3 未支給の給付金を受けるべき者の順位は、第1項各号の順序による。

4 未支給の給付金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（譲渡等の禁止）

第13条 給付金を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（給付金の返還命令）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給決定を取り消し、既に交付した給付金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 第10条による受給権の喪失以後に給付金を受給したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により給付金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が適当でないとしたとき。

（給付金の支給に関する事務において利用する特定個人情報）

第15条 給付金の支給に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された**住民票関係情報**（門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平

成 27 年門真市条例第 27 号。以下「番号条例」という。) 別表第 3 第 1 号の表の第 2 の項に規定する住民票関係情報をいう。)

(2) 高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る**市民税に関する情報**(当該情報を利用することについて本人から同意を得たものに限る。)

(3) 高齢者に係る**生活保護関係情報**(番号条例別表第 2 第 1 号の表の第 1 の項に規定する生活保護関係情報をいう。)

(細目)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(申請時期の特例)

2 この要綱第 5 条の規定による給付金の申請は、平成 8 年 6 月 1 日以後に行うものとする。

(経過措置)

3 平成 8 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から翌年 3 月 31 日までの間に給付金の支給申請をした者に係る給付金の支給の開始月は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に定める月とする。

(1) 施行日において第 3 条に規定する要件を具備していた者 同年 4 月

(2) 施行日の翌日以後に第 3 条に規定する要件を具備するに至った者 当該要件を具備するに至った日の属する月

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 16 年 9 月 6 日から施行する。

2 この要綱による改正後の門真市在日外国人高齢者給付金支給要綱第 7 条第 3 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金
- (2) 石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）に基づく年金
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく年金たる給付
- (4) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく年金
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく年金
- (6) 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
- (7) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に基づく年金
- (8) 農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）に基づく年金
- (9) 国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）に基づく年金
- (10) 恩給法（大正12年法律第48号）に基づく年金
- (11) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金
- (12) 日本製鉄八幡共済組合が支給する年金たる給付
- (13) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく年金
- (14) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に基づく年金

様式第1号（第5条関係）

門真市在日外国人高齢者給付金支給申請書

平成 年 月 日

門真市長 殿

下記のとおり、門真市在日外国人高齢者給付金の支給を受けたいので申請します。

申請者 (対象者)	住 所	電話 ()	
	ふりがな	生 年 月 日	
	氏 名	男 ⑩ 女	年 月 日
前年の所得額	円		
生活保護受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている		<input type="checkbox"/> 受けていない
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所状況	<input type="checkbox"/> 入所している		<input type="checkbox"/> 入所していない
門真市外国人障害福祉金受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている		<input type="checkbox"/> 受けていない
公的年金受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている (年額 円)		<input type="checkbox"/> 受けていない
振 込 先	銀行		支店
	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号	
	<input type="checkbox"/> 当座	口座名義	

注意

この申請については、次の書類が必要ですのでご持参ください。

- (1) 住民票（昭和 57 年 1 月 1 日以降に帰化した人については、帰化事項の記載のある戸籍謄本）
- (2) 前年度中の所得証明書等
- (3) 公的年金を受けているときは、当該年の年金額を記載したもの。

様式第2号（第6条関係）

門 健 高 第 号
平 成 年 月 日

様

門真市長 園部 一成

門真市在日外国人高齢者給付金支給決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました門真市在日外国人高齢者給付金の支給については、下記の通り支給することを決定しましたので通知します。

記

申請者 (対象 者)	氏名			
	住所			
支給月額		円		
支給開始年月		平成 年 月		
支払金融機関	銀行		支店	
	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号		
	<input type="checkbox"/> 当座	口座名義		

備考

- 1 高齢者給付金は、3月及び9月に指定金融機関に振り込みます。
- 2 氏名、住所及び振込先を変更したときは、速やかに届け出てください。
- 3 次の事項に該当するときは、給付金は支給できませんので必ず届け出てください。この届出がなく給付金を受けていることが判明したときは、給付金の全部又は一部を返還していただくことになります。
 - (1) 生活保護を受けることになったとき。
 - (2) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所したとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 市外に転出したとき。

様式第5号（第9条関係）

門真市在日外国人高齢者給付金現況届

平成 年 月 日

門真市長 殿

受給者 住所
氏名 ⑩

門真市在日外国人高齢者給付金を受給するに当たり、下記のとおり相違ないので、届け出ます。

なお、門真市が下記の事項について、調査を行うことに同意します。

記

生活保護受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所状況	<input type="checkbox"/> 入所している	<input type="checkbox"/> 入所していない
門真市外国人障害福祉金受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている	<input type="checkbox"/> 受けていない
公的年金受給状況	<input type="checkbox"/> 受けている（年額	円） <input type="checkbox"/> 受けていない
所得状況 （前年中の所得）	円	
備考		

添付書類 前年中の所得証明書等

様式第7号（第11条関係）

門真市在日外国人高齢者給付金受給資格喪失・変更届

平成 年 月 日

門真市長 園部 一成 殿

届出人 住所 門真市

氏名 印

電話 ()

受給資格を喪失しました
 下記のとおり、変更がありましたので、門真市在日外国人高齢者給付金
 支給要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

記

受給者	住 所	門真市															
	ふりがな		生 年 月 日														
	氏 名		印	年 月 日													
<input type="checkbox"/> 喪失理由	<input type="checkbox"/> 死 亡 (死亡年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 市外転出 (転出) <input type="checkbox"/> その他 ()																
<input type="checkbox"/> 変更事項	<input type="checkbox"/> 支払金融機関等 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生活保護の受給状況 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入退所 <input type="checkbox"/> その他 ()																
(変更内容)																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3">振 込 先</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">銀行</td> <td style="text-align: center;">支店</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 普通</td> <td>口座番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 当座</td> <td>口座名義</td> <td colspan="2">ふりがな</td> </tr> </table>					振 込 先			銀行	支店	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号			<input type="checkbox"/> 当座	口座名義	ふりがな	
振 込 先			銀行	支店													
	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号															
	<input type="checkbox"/> 当座	口座名義	ふりがな														

様式第8号（第12条関係）

門真市未支給在日外国人高齢者給付金請求書

平成 年 月 日

門真市長 園部 一成 殿

請求者 住 所
氏 名 印
電 話 ()
(受給者との続柄)

受給者 に係る 年 月分から 年 月分までの
門真市在日外国人高齢者給付金の未支給分を次のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先

振込先	銀行		支店
	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号	
<input type="checkbox"/> 当座	口座名義	ふりがな	